真の地域主権改革を目指した一括交付金化について

東北部会提出 説明担当 岩沼市

国は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会を作っていくことを目指す「地域主権改革」に関する施策を実施するため、今年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、その中で、「一括交付金化」について平成23年度より段階的に実施することとしています。

しかしながら、その内容については、中央省庁が交付の計画段階から関与できるものとなっているなど、地方自治体の自由度拡大の点では疑問が残るものとなっています。

よって、国は、自らが掲げる「地域主権国家」を実現するため、地方自治体において、住民サービスが低下することなく、持続的で安定的な財政運営の実現に向けて、 次の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

- 1 地域のことは地域で決める真の「地域主権」を確立するため、一括交付金の具体的制度設計においては、地方自治体の自由度を拡大するとともに、対象範囲の拡大と事務の簡素化を図ること。
- 2 一括交付金の総額については、一括交付金の対象となる現在の補助金と同額を確保するとともに、各自治体への配分方法については、客観的な配分方法によるとともに、地域の実情に応じた配分が可能となるよう制度設計をすること。

国の制度改正等に伴う財政措置について

関東部会提出 説明担当 小田原市

妊産婦の健診事業や女性特有のがん検診事業の拡充、児童扶養手当の父子家庭への 支給拡大、また、公的年金からの住民税特別徴収制度の導入によるシステム変更など、 国の各種の制度改革や事業拡充が行われているところである。

しかしながら、こうした制度改革や事業拡充に係る財源措置は、現状では一部に国庫負担があるものの、多くは地方交付税によるものであり、地方公共団体にとって大きな負担増となっている。特に、普通地方交付税の不交付団体においては、多額の財政負担を強いられてきている。このことは、普通地方交付税の交付・不交付団体間の不均衡や不公平感を拡大するとともに、今後の地方分権改革の推進に対しても影響を与えるものと考える。

ついては、地方交付税による財源措置ではなく、事業を行うすべての自治体に等し く手当てされるよう、地方交付税の交付・不交付団体を問わず、国からのより直接的 な財政措置を講ずるよう、強く要望する。

北方領土問題の早期解決等について

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の 国民の悲願である。

しかし、北方領土問題については日ロ間交渉により、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行うことでは一致しているが、未だ、具体的な進展がない状況である。

このことは、元島民や返還要求運動関係者をはじめ、全国の先頭に立って返還要求 運動を65年に亘って行ってきた「原点の地」としては、強い憤りと怒りすら覚える 結果であります。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、 運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されるとの声も聞こ えている。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にある。

このような時こそ、これまでの返還要求運動を総括し、その上で領土返還に向けた 戦略的環境づくりの構築を図ることが必要である。

返還要求運動については、国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題として、これまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。

このため、特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する北方領土教育の充実などにより国民世論の喚起高揚を図るとともに、我が国の北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えるべきである。

よって、政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を解決し、平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

また、あわせて元島民等の援護対策のための速やかな内政措置実施とともに、北方 領土問題が未解決という特殊な状態に置かれている隣接地域の疲弊の解消のため、国 の責任のもとでの施策実施について強く要望する。

医師の確保について

東北部会提出 説明担当 宮古市

わが国における医療を取り巻く環境は大きく変化し、自治体病院をはじめとする全 国の病院等において、医師不足は深刻な問題となっております。

このような状況下で、自治体病院は、地域に不足している医療に積極的に取り組み、 住民のニーズに対応した適切な医療を提供するとともに、地域の実情を踏まえた医療 環境の整備に全力を傾注しているところであります。

しかし、自治体病院においても、地域医療に従事する医師の不足や診療科による偏在が顕著となっており、勤務医の労働過重の問題も重なり、医師不足の解消は喫緊の課題であり、地域医療を守る観点から大変憂慮すべき事態となっております。

これらの問題の解決のため、各自治体においても鋭意努力を重ねているところでありますが、各自治体の努力だけで解決することは極めて困難な状況にあります。

つきましては、国におかれましては、自治体病院が真に必要な良質な医療を安全に、かつ、継続して提供できるよう、次の事項について、特段の措置を講じられるよう要望します。

- 1 医師の絶対数を確保するための抜本的な対策を講じること。
- 2 医師の地域及び診療科の偏在を解消するためのシステムを構築すること。

安定した国民健康保険制度の確立及び財政措置について

近畿部会提出 説明担当 守口市

我が国では、「国民皆保険体制」が整備されて約半世紀になろうとしている。

今日、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴って、医療費は増加の一途をたどり国 民健康保険制度が持つ構造的な問題に加え、保険料(税)収納率の低下とあいまって、 これ以上、市町村単独で運営することには、もはや限界にきている。

そのような中、都道府県を単位とする国民健康保険事業運営の広域化の問題については、平成22年5月に公布された「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により一歩前進したところではあるが、甚だその歩みは依然として鈍く、その道筋も明らかになっていない状況である。

また、国民健康保険の制度設計に起因する構造的な問題として、国で一元化された 給付と市町村単位での負担のあり方やそのことによる市町村間の格差が拡大するな ど、その山積する問題の解決が急がれている。

従って、今後国民皆保険制度を将来にわたり堅持していくためには、「社会保障の 充実を図り、国民の健康・財産を守ることは、国の責務である。」という立場を明確 に示した上で、国においては次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望 する。

1 重点事項

(1) 国が保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度の一元化・一本 化に向けた抜本的改革を早期に行うこと。また、都道府県を保険者とする国保 制度の広域化を積極的に推進するとともに、制度改革にあっては、市町村の意 見を踏まえ、市民や市町村に新たな負担が生じることのないよう配慮すること。

2 一般事項

- (1) 国保の安定かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
- (2) 厳しい経済情勢の中、保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。合わせて、その減額措置が都道府県単位の広域化にあっても置き換ることの無いよう徹底した指導を行うこと。
- (3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び

普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

- (4) 非自発的失業者並びに離職者(無職者)の保険料(税)の減免措置については、保険財政に大きく影響を与えることから国において恒久的かつ直接的な財政支援を講ずること。
- (5) 低所得者層に対する保険料(税)軽減制度の拡充を図ること。

国民健康保険制度の強化充実について

中国部会提出 説明担当 出雲市

国民皆保険の基盤である国民健康保険制度は、市町村が運営主体であるため、小規模な市町村の国保は保険財政が不安定になりやすく、運営の広域化を図ることが長年の課題となっている。現在、国の「高齢者医療制度改革会議」において、後期高齢者医療制度の廃止と医療保険制度の抜本的な見直しが検討される中で、国民健康保険に移管される高齢者医療部分を都道府県単位化するとともに、将来的には国民健康保険全体の広域化を目指すという中間とりまとめが公表された。

新たな保険制度となる国民健康保険制度については、健全運営が図られ強い社会保障制度となるよう、下記事項について積極的な措置が講じられるよう強く要望する。

- 1. 国民健康保険制度の運営主体を国又は都道府県とし、後期高齢者医療制度廃止の結果、市町村国保の負担増が生じないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- 2. 新たな制度に移行するまでの間、慢性的に赤字体質となっている市町村国保への調整交付金の補助率の拡大とともに、都市部と比較して所得水準が低い、また高齢化率が高いなどの理由で赤字経営を強いられている市町村に対する特別調整交付金の重点配分など、逼迫する市町村国保への財政支援を早急に実施すること。

少子化対策としての小児医療費助成制度の創設について

中国部会提出 説明担当 米子市

近年の出生率の低下と急速な少子化の進行は、社会経済や社会保障のあり方にも大きな影響を及ぼすことが懸念され、少子化対策はわが国の重要な課題となっている。こうした中で、子どもを安心して育てられるようにするため、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、基礎自治体の多くは極めて厳しい財政状況の中、積極的に小児医療費助成制度を拡充し実施しているが、住む地域によってその内容に格差が生じている。

このような根幹的な少子化対策は、本来、国の責任において実施されるべきであり、 医療制度の中に国の制度として位置付けるよう要望する。

ワクチンによる予防可能な疾病の定期接種化 拡充のための予防接種法早期改正を求める要望

関東部会提出 説明担当 武蔵野市

平成20年12月にヒブ感染症予防ワクチン、平成21年12月に子宮頸がん予防ワクチン、平成22年2月には小児用肺炎球菌予防ワクチンが発売され、いずれも、ワクチンの高い効果が確認されており、注目を浴びている。

そうした中、ワクチン接種の希望者が増えているが、任意接種のため利用者の費用 負担が大きく、公費補助を求める声は高まっている。

現在は、各自治体が独自の判断で、一部または全部の費用補助を行ったりしているが、自治体の財政状態等によって対応はまちまちであり、自治体間で健康格差を生み兼ねない状態となっている。

上記3種のワクチンは、世界的に有効性が確認され、費用対効果も高いとされており、国民の生命、健康を守るため、全国統一的な政策として接種費用を全額国庫負担とするなどの施策を行うべきである。

よって、上記3種の予防接種の定期接種化の検討を行い、予防接種法の早期改正に 向けて、積極的な取り組みを要望する。

国による子宮頸がんの予防措置等の実施の推進について

九州部会提出 説明担当 宮若市

年間 15,000 人の女性が新たに罹患し、約 3,500 人が亡くなっている子宮頸がんは、近年罹患の若年化が進行しており、また子宮頸がんはその死亡率が高い状況にあることや、特に結婚前や妊娠前の罹患が女性の生活の質に多大な影響を及ぼすこのがんの特質が問題を一層深刻なものにしている。

大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルス (HPV) が関与していることから、 予防ワクチンの接種や子宮頸部の異形成、並びに子宮頸がんの発症前における子宮頸 部の前がん病変の早期発見と早期治療等の、適時かつ適切な予防措置を講ずることに より、相当程度の高い確率で、子宮頸がんを予防できることが科学的に証明されてい る。

既に世界では、100 カ国以上でワクチンが使われ、先進国約30 カ国で公費助成が行われており、日本産科婦人科学会や日本小児科学会も、11歳から14歳の女子に公費負担で接種するよう求めている。

日本では子宮頸がん予防ワクチンが昨年承認・発売開始されたことにより、ワクチン接種が可能となったが、まだ費用が高額なこともあり、一部の自治体による公費助成が始まってはいるものの、ワクチン接種の普及は遅々として進んでいない状況である。

また、現在、子宮頸がん検診の「無料クーポン」が配布されているが、対象年齢が 限定されているなど、不十分な面がある。

よって国においては、子宮頸がんが「予防可能な唯一のがん」との観点から、自治体の財政力や首長の政治姿勢により、次代の生命を宿し育む女性の命を守る施策が左右され、その優先順位が前後することのないよう、下記の項目について強く要望する。

- 1. 「子宮頸がん予防ワクチンの接種」及び「子宮頸がんの予防検診」並びに「子宮頸がんの予防に関する知識の普及、相談体制の整備」の計画策定・事業実施を国の責務と位置付け、全額国の負担により早急に取り組むこと。
- 2. 無料クーポン事業の継続及び対象年齢の拡大、恒久化のための予算拡充を行うこと。

義務教育施設の耐震化や老朽化に伴う 施設整備に対する財政支援について

北信越部会提出 説明担当 越前市

義務教育は、本来、国の責任において進められるべきものであり、これに伴う安全で安心な教育環境の確保についても、国の財源措置の充実が強く求められるところであります。

義務教育施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて 重要です。

しかしながら、地方の義務教育施設の耐震性の確保は完全に達成された状況とは言えず、さらに施設の老朽化などに伴い改築や大規模改修などの対応が必要な施設がまだ多く残っているのが実情です。

地震防災対策特別措置法による国庫補助率の嵩上げは、平成22年度までの時限措置であり、さらに、学校教育施設のうち水泳プールや給食施設の新増改築に係る地方交付税の事業費補正が廃止されることなど、今後の義務教育施設の耐震化や、老朽化に伴う改築などの施設整備は、地方にとって極めて大きな財政負担を強いられることが想定されます。

つきましては、円滑に義務教育施設の整備促進を図り、子どもたちの安全で安心な 教育環境を確保するため、下記の事項について強く要望いたします。

- 1 引き続き学校教育施設の耐震補強や改築などの施設整備を促進し、児童生徒の安全安心を確保するために、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の嵩上げを継続して実施するとともに、改築についての条件を緩和すること。
- 2 義務教育は、本来、国の責任において進めるべきものであることから、校舎をは じめ水泳プールや屋外教育環境、給食室など義務教育に必要な施設の整備について も、必要な財源を確保すること。
- 3 上記の2項目について、地方の財政状況を考慮し、地方の超過負担、いわゆる補助単価差を生じないよう、実際の事業費を補助基本額として、財政支援の充実を図るとともに地方の財政負担の軽減化を図ること。

皮革排水処理経費に対する財政支援の抜本的改善について

近畿部会提出 説明担当 宍粟市

市川・八家川・揖保川・林田川等の水質保全については、兵庫県下はいうまでもなく瀬戸内沿岸地域全体の水質問題へと繋がっており、これら河川等の環境保護は、人類の国際的課題となっています。

さて、皮革排水については、関係市町が運営する下水道処理施設で処理し、水質浄化に努めていますが、クロム等の重金属や獣毛等が多く含まれ、汚濁度が高く、前処理場の皮革排水処理には多額の経費を要しています。

また、皮革排水処理経費については、原因者負担が原則ですが、皮革関連事業者は大部分が零細事業者であり、国内消費の落込みや貿易関税の自由化等により、業界を取り巻く経営環境が非常に厳しい中で、事業者に処理経費の全額負担を求めることは困難であります。さらに、関係市町にとってもこれらの処理経費は、大きな財政負担となっており、行政運営に多大な影響を及ぼしています。

つきましては、皮革前処理場の設置経緯、業界の形態、経営状況並びに地域の実情をご賢察頂き、各前処理場等が瀬戸内地域全体の環境保全に大きく寄与している観点からも、抜本的な支援制度が必要であり、下記の点について実現されるよう強く要望します。

記

1. 皮革排水処理に対する抜本的な支援制度の創設

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進について

我が国の農山漁村は、安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、 美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、 生活環境の整備のおくれなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっている。こ のまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失 が生じることが強く懸念されている。

よって、国においては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、以下の施 策の推進を図られるよう強く要望する。

- 1 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度を継続すること。
- 2 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕 獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。
- 3 木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて、美しい森林 (もり)づくりを展開するための必要な財源を確保すること。
- 4 水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

JKA交付金制度の見直しについて

四国部会提出 説明担当 高松市

近年、競輪事業は、長引く景気の低迷やレジャーの多様化等の影響を受けて、車券売り上げが大幅に減少している。

このため、各施行者では、経営の合理化・効率化、開催経費の削減等、事業存続に 向けて懸命な努力を続けているものの、収支状況は悪化の一途をたどっている。特に、 ここ数年は、開催収支が赤字となる施行者が続出し、競輪事業の存廃を検討する施行 者がふえるなど、地方財政の健全化という競輪事業本来の目的を果たせない状況にあ る。

このような厳しい経営環境の中においても、各施行者にとっては、収益状況に関係なく、競輪開催ごとに売り上げの一定割合を財団法人 JKA(旧日本自転車振興会)に納付しなければならない交付金については大きな負担となっている。

よって、国においては、競輪事業の厳しい現況を踏まえ、JKA交付金について、 現状に即した制度となるよう、下記事項のとおり見直されるよう強く要望する。

- 1 交付金の算定については、収益を基本とすること。
- 2 交付金の交付率を大幅に削減すること。
- 3 100 円の売り上げにつき 25 円の施行者取り分では競輪事業の継続が困難となっている現状を踏まえ、交付金を初めとする各種制度・仕組みを抜本的に改革すること。

北海道新幹線の建設促進について

北海道部会提出 説明担当 札幌市

北海道新幹線につきましては、「新青森・新函館間」の平成27年度末完成を目指し順調に工事が進められております。

北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北、北関東圏との文化・経済交流の促進や、 新産業の創出等の効果をもたらすものであり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築 き上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできな い社会資本であります。

既に開業している各整備新幹線においては、その開業効果を確実に上げ続けております。

今、道民は、新青森・新函館間の早期完成はもとより、札幌延伸の一日も早い実現を 強く願っております。

つきましては、我々道民の悲願であります北海道新幹線の建設促進を図っていただきたく、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

- 一. 新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- 一. 新青森・新函館間の早期開業
- 一. 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実・強化

北陸新幹線の整備促進について

北信越部会提出 説明担当 高岡市

北陸新幹線の整備は、国土の均衡ある発展に不可欠なものであり、沿線地域の飛躍的な発展を図る上で、極めて大きな効果をもたらす重要な国家プロジェクトであります。

また、北陸新幹線は他の整備新幹線と異なり、東海道新幹線の代替補完機能を有し、 東海道新幹線の過密ダイヤの軽減を図れることなどから、早期に整備する必要があり ます。

よって、国においては次の事項について整備促進を図られるよう強く要望します。

記

1 長野から白山総合車両基地までの早期完成と白山総合車両基地から福井間及び 敦賀駅部について、できる限り早期に認可、着工すること。

また、福井から敦賀間の早期整備を図るとともに、大阪までの整備方針を明確にし、早期に全線整備を図ること。

- 2 新幹線駅及び駅周辺整備に対する支援を行うこと。
- 3 建設財源の確保及び地域負担の軽減となるよう十分な財政措置を講じること。
- 4 今後発注予定の建設工事について、地元建設企業の受注機会の確保・増大、地場産品の活用について配慮すること。
- 5 並行在来線の健全な経営が確保されるよう財政支援等の措置を講じること。

地域の実情等に配慮した道路整備について

東海部会提出 説明担当 田原市

(提案理由)

道路は、住民生活や経済・社会活動を支える最も重要で基礎的な社会資本であります。

高齢化・少子化が進展している中、地域間格差の解消を図り、活力ある地域づくり・ 都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる 国土の実現を図るためには、高規格幹線道路から市町村道に至るまで、道路網の整備 は中長期的な視野に立って体系的かつ計画的な整備を推進することが重要でありま す。

これまで、我が国の道路は、道路特定財源制度により計画的に整備されてきましたが、その質・量は十分であるとは言えません。

豊かな資源、人口、産業の集積を擁し、経済・社会の大きな発展をしてきた中部圏において、その活力を保ち、より一層の発展を図るためには、道路網、特に骨格となる広域幹線道路網を形成する高規格幹線道路や基幹となる国道の整備が必要であり、併せて既存のストックが老朽化する前にスピード感をもって重点的に整備していく必要があります。

このような状況の中、各地域の道路整備の実情を十分踏まえた上で、引き続き道路 整備に必要な予算を確保し、着実に道路整備が推進されるよう、特段の配慮を強く要 望いたします。

- 1 地方において、真に必要な道路整備を計画的かつ着実に進めるため、十分な道路 整備財源を確保すること。
- 2 新たな整備計画の策定にあたっては、地域間格差への対応、国際競争力の強化等の視点から、地域の道路整備に対するニーズを十分に踏まえること。
- 3 安全・安心な生活の確保や産業・経済活動の発展を支えるため、都市圏の環状道 路や地方部の高規格幹線道路の整備を推進すること。

東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める要望について

東海部会提出 説明担当 郡上市

(提案理由)

東海北陸自動車道は、環太平洋経済圏と環日本海経済圏を直結し、両圏域の産業・経済・文化の振興と沿線地域の活性化に不可欠な社会基盤であり、中部圏の一体的発展を図る上で骨格的交通網の中枢をなすものである。

平成20年7月には、念願であった本自動車道の全線が開通し交通量が大幅に増加すると共に、企業立地や地域間交流が活発化し、観光客も北陸方面を中心に大幅に増加するなど様々な整備効果をあげ、地域に大きな恩恵をもたらしている。

一方、路線の約6割は、未だ高速道路として不完全な暫定二車線区間であることから、観光シーズンや休日を中心に交通渋滞が頻発しており、活性化し始めた観光産業などへ多大な影響が懸念されている。

また、中央分離帯が無いことから、正面衝突など深刻な事故が発生しており、安全 性の面からも一日も早く4車線化が必要となっている。

そうした中、平成22年4月9日に、白鳥ICから飛騨清見IC間の4車線化について、事業着手の方針が示され、併せて、地方負担が生じない事業手法に見直されたものの、国会において関連法案の審議が全く進んでいない状況である。

よって、国におかれては、渋滞対策や安全対策及び観光交流の観点から一日も早く工事に着手され早期完成されるよう、次の事項を強く要望する。

- 1 高速道路利便増進事業の使途を拡大し、白鳥 I Cから飛騨清見 I C間 4 車線化の 財源の根拠となる、「高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別 措置に関する法律の一部を改正する等の法律案」を早期に成立させること。
- 2 白鳥 I Cから飛騨清見 I C間の4車線化について、一日も早く工事に着手し早期 に完成すること。

九州における高速交通網の整備充実について

九州部会提出 説明担当 西海市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成 を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、新幹線(九州新幹線西九州ルート)、高規格幹線道路(東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道)及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を強く要望する。